

政令第三百五十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第九条の二第三項、第五十三条第二十項、第五十条の二第六項、第五十五条の四第六項、第七十二条の二十八第四項、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第三百二十一条の十一の二第六項及び第三百二十一条の十一の三第六項並びに附則第十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「事業所。以下」を「事業所の所在地。以下同じ。）、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において）に改め、「相続分」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分）」を加え、同項第三号中「及び住所又は居所」を「、住所又は

居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改め、同条第五項中の「の各号」を削る。

第九条の二第一項ただし書中「第九条の五第一項第二号において」を「同号において」に改め、同項第一号中「名称及び」を「名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

第九条の九の四第三項第一号、第九条の九の五第三項第一号、第二十五条第一項第一号、第三十二条の二第四項第一号、第三十二条の三第四項第一号、第四十八条の十五の三第三項第一号及び第四十八条の十五の四第三項第一号中「名称及び」を「名称、」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加える。

附則第十条第九項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地方税法施行令（以下この項及び次項において「新令」という。）第二条第二項第二号及び第三号（これらの規定を同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に行われる地方税法第九条の二第二項後段又は新令第二条第六項前段の規定による届出について適用し、施行日前行われた同法第九条の二第二項後段又はこの政令による改正前の地方税法施行令（次項において「旧令」という。）第二条第六項前段の規定による届出については、なお従前の例による。

3 新令第九条の二第一項第一号（新令第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の九の四第三項第一号、第九条の九の五第三項第一号、第二十五条第一項第一号、第三十二条の二第四項第一号、第三十二条の三第四項第一号、第四十八条の十五の三第三項第一号及び第四十八条の十五の四第三項第一号並びに附則第十条第九項第一号の規定は、施行日以後に提出する新令第九条の二第一項（新令第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条第一項に規定する請求書、新令第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第

四十八条の十五の三第三項若しくは第四十八条の十五の四第三項に規定する申請書又は新令附則第十条第九項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第九条の二第一項（旧令第四十八条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条第一項に規定する請求書、旧令第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第四十八条の十五の三第三項若しくは第四十八条の十五の四第三項に規定する申請書又は旧令附則第十条第九項に規定する届出書については、なお従前の例による。

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、地方税に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を追加する等の必要があるからである。